

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第342会計隊長 西野 崇

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件 名

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
針葉樹	伐採木	m ³	12.114	
広葉樹	伐採木	m ³	15.007	

(2) 搬出場所：陸上自衛隊鬼志別演習場

(3) 搬出期限：代金納付後5日以内（令和2年10月31日までに搬出）

土曜日、日曜日、祝祭日は搬出不可。

なお、官側の調査確認、調査決定後官側と日程調整のうえ搬出すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「C」以上の格付けを有する者。

(3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊名寄駐屯地 第342会計隊契約班

4 入札（現場）説明会の場所及び日時

実施しない。但し、9月10日～9月18日の間（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）に現場確認ができるので、第10項（7）に示す問い合わせと調整し、必ず現場確認をすること。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場 所：陸上自衛隊名寄駐屯地 会計隊入札室

(2) 日 時：令和2年9月24日（木）1330～

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免 除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）

(2) 契約保証金：免 除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(4) 入札開始時刻に遅れた者による入札

(5) 電報、電話、FAXによる入札

(6) 郵便による入札で、入札開始1時間前に担当者のもとに到着しなかった入札

(7) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(8) 現場確認をしていない者の入札

8 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

9 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格を上回る最高額入札者を落札者とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 その他

(1) 契約の成立の時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。

(3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 郵便による入札は、件名を記入した小封筒に入札書及び資格審査結果通知書(写)を入れて封印をし、書留郵便(簡易書留、メール便可)にて入札開始1時間前の必着とする。
 - (5) 郵便入札を含む初度の入札において、再度入札を行う場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
 - (6) 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊名寄駐屯地第342会計隊 TEL01654-3-2137(内線350) 担当:上屋敷
 - (7) 現場確認に関する問合せ先
陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊 補給科 TEL01654-3-2137(内線368) 担当:増谷
- 11 公告掲示場所及び期間
- (1) 掲示場所:名寄駐屯地第342会計隊、旭川駐屯地第343会計隊、名寄・旭川商工会議所、北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
 - (2) 掲示期間:令和2年9月9日~令和2年9月24日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二社の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

数量算定書

No.	樹種	長さ(m)	末口径(m)	材積(m ³)	数量(本)	材積計(m ³)
1	針葉樹	2.40	0.05	0.006	1	0.006
2			0.07	0.011	1	0.011
3			0.08	0.015	1	0.015
4			0.09	0.019	3	0.057
5			0.10	0.024	4	0.096
6			0.11	0.029	2	0.058
7			0.12	0.034	5	0.170
8			0.13	0.040	5	0.200
9			0.14	0.047	7	0.329
10			0.15	0.054	3	0.162
11			0.16	0.061	7	0.427
12			0.17	0.069	3	0.207
13			0.18	0.077	4	0.308
14			0.19	0.086	4	0.344
15			0.20	0.096	2	0.192
16			0.21	0.105	2	0.210
17			0.22	0.116	2	0.232
18			0.23	0.126	4	0.504
19			0.24	0.138	3	0.414
20			0.25	0.150	1	0.150
21			0.26	0.162	1	0.162
22			0.27	0.174	1	0.174
23			0.28	0.188	3	0.564
24			0.29	0.201	1	0.201
25			0.30	0.216	2	0.432
26			0.31	0.230	1	0.230
27			0.32	0.245	1	0.245
28			0.35	0.294	3	0.882
29			0.36	0.311	1	0.311
30			0.38	0.346	2	0.692
31			0.39	0.365	1	0.365
32			0.40	0.384	2	0.768
33			0.42	0.423	2	0.846
34			0.45	0.486	2	0.972
35			0.47	0.530	1	0.530
36			0.52	0.648	1	0.648
針葉樹 計					89	12.114

No.	樹種	長さ(m)	末口径(m)	材積(m ³)	数量(本)	材積計(m ³)
1	広葉樹	2.40	0.05	0.006	1	0.006
2			0.06	0.008	8	0.064
3			0.07	0.011	12	0.132
4			0.08	0.015	21	0.315
5			0.09	0.019	23	0.437
6			0.10	0.024	43	1.032
7			0.11	0.029	23	0.667
8			0.12	0.035	29	1.015
9			0.13	0.041	25	1.025
10			0.14	0.047	31	1.457
11			0.15	0.054	23	1.242
12			0.16	0.061	18	1.098
13			0.17	0.069	10	0.690
14			0.18	0.078	11	0.858
15			0.19	0.087	7	0.609
16			0.20	0.096	12	1.152
17			0.21	0.106	4	0.424
18			0.22	0.116	6	0.696
19			0.23	0.127	3	0.381
20			0.24	0.138	6	0.828
21			0.25	0.150	2	0.300
22			0.26	0.162	1	0.162
23			0.29	0.201	1	0.201
24			0.30	0.216	1	0.216
広葉樹 計					321	15.007

合計					410	27.121
----	--	--	--	--	-----	--------